

もんじゅにおける核物質防護規定遵守義務違反等について

平成25年11月6日
原子力規制庁

1. 経緯及び概要

平成25年7月9日から7月12日までの間、独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第43条の3の27第2項において準用する同法第12条の2第5項の規定に基づく核物質防護規定の遵守状況検査を実施した結果、独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター原子炉施設核物質防護規定（以下「防護規定」という。）で定める遵守事項のうち、4件（①立入制限区域の柵等の障壁の設置、②出入管理の手続き、③核物質防護設備の定期点検、④核物質防護措置の定期的な評価及び改善）について一部不履行を確認したことにより、法第43条の3の27第2項において準用する法第12条の2第4項に定める核物質防護規定遵守義務違反を認めた。

また、原子力規制委員会がこれまで指導していた事項について、特段の理由なく、かつ、当委員会に申告することなく、これに従っていなかった事実も多数認められた。

これを受け、核物質防護室では、後述する「2.」から「4.」のとおり、本件に係る事象の詳細、防護措置上の問題点及び根本原因を確認するとともに、これらをもんじゅに対して提示し、もんじゅから「5.」のとおり、事業者の考え方について聴取した結果、もんじゅの本件に対する認識及び聴取内容の信頼性に問題が無いことを確認した。

これら確認及び聴取事項を総合的に勘案した結果、本件は、意図的にあるいは悪意をもって不履行に至らしめた「組織的不正行為」とまでは言えないものの、本件に係る事象が組織体制に起因することは明らかであり、かつ核物質防護上、極めて重大な事態に陥る可能性が存在したと言え、重要な防護措置の機能に影響を及ぼしたことが認められるものと判断し、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めることとする。

2. 事象の詳細

- (1) 「立入制限区域の柵等の障壁の高さが一部不十分であった」
立入制限区域の一部の柵等の障壁について、防護規定で定める高さに満たない箇所が認められ、防護規定を遵守していなかったもの。
- (2) 「入域時の身分確認の際に身分証明書の写しを一部取得していなかった」
防護区域及び周辺防護区域に入域するすべての者について、身分確認を行う際に身分証明書の写しを取得することを定めているが、一部の者の身分証明書の写しを取得しておらず、防護規定を遵守していなかったもの。
- (3) 「核物質防護設備の定期点検を適切に実施していなかった」
核物質防護設備毎の点検頻度を定めた点検計画を策定し、同計画に基づく定期的な点検を行うことを定めているが、計画に防護設備毎の点検頻度を定めず、かつ、過去3年間に於いて一部点検を実施していない設備があり、防護規定を遵守していなかったもの。
- (4) 「核物質防護措置の定期的な評価及び改善を実施していなかった」
定期的な評価及び改善により核物質防護措置に万全を期すよう定めているが、平成23年度の評価及び改善については、一部（自己評価）を行っておらず、防護規定を遵守していなかったもの。

3. 防護措置上の問題点

- (1) 核物質防護管理者及び核物質防護の管理職（以下「核物質防護管理者等」という。）は、核物質防護措置の防護規定との適合性について、自ら確認せず、担当者任せにしていた。
- (2) 核物質防護管理者等は、核物質防護の個々の業務を把握しておらず、かつ部下への適切な指導・助言を行っていなかった。
- (3) 核物質防護の担当者は、核物質防護措置の重要性を理解せず、他の業務を優先させ、重要な核物質防護措置を実施していなかった。
- (4) 核物質防護の担当者は、核物質防護措置と防護規定との適合性について確認していなかった。
- (5) 核物質防護の担当者は、防護規定及び下部要領の詳細な部分についての理解が不足していた。

4. 根本原因

- (1) 法令遵守及び核セキュリティに対する意識が欠如
核物質防護管理者を含む核物質防護担当職員は、法令遵守の精神に乏しく、また、核物質防護設備の定期点検を怠っていたこと及び核物質防護措置の定期的な評価・改善を怠っていたことに鑑みると、核セキュリティに

対する意識も極めて低く、さらに、原子力規制委員会がこれまで指導していた事項について、特段の理由なく、かつ、原子力規制委員会に申告することなく、これに従っていなかったことを踏まえると、法令遵守及び核セキュリティに対する意識が欠如していたと言わざるを得ない。

(2) 組織的なチェック機構の欠如

核物質防護管理者や核物質防護担当の管理職は、核物質防護措置に関して、防護規定や下部要領と実際の核物質防護措置を突き合わせ確認することなく、また、担当者に対して指導・助言をすることもなく、担当者任せにしていたことは明らかであり、組織的なチェック機構が欠如していたと言わざるを得ない。

5. 事業者の考え方

(1) 確認された事象に対する見解

ア 立入制限区域の柵等の障壁の高さが不十分であった

防護規定に明記している柵等の障壁の高さについて、現状設備との整合性確認を怠り、その結果、既設の柵の仕様を変更することなく、高さが不十分な状態で使用していた。

イ 入域時の身分確認の際に身分証明書の写しを一部取得していなかった

防護区域への入域に際し、身分証明書の写しの取得が必要である臨時立入者について、「見学者を含む」と定義しているが、認識が不足しており、見学者の写し取得について履行していなかった。

ウ 核物質防護設備の定期点検を適切に実施していなかった

各年度で実施する定期点検について、点検頻度を自主的に設定した5ヶ年の期間中に実施すればよいと判断し、各年度での定期点検を先送りして適切に実施していなかった。

エ 核物質防護措置の定期的な評価及び改善を実施していなかった

定期的な評価及び改善について、自己評価及び他拠点評価を実施しているところであるが、平成23年度分については、自己評価を実施せず、他拠点評価のみ実施していた。

(2) 防護措置への影響評価

ア 立入制限区域の柵等の障壁の高さが不十分であった

柵等の障壁は、防護システムの一部であることから、高さが不足していた部分については防護措置に影響を及ぼしたと考えられる。

イ 入域時の身分確認の際に身分証明書の写しを一部取得していなかった

身分証明書の写しを取得していない者が、仮に防護区域に入域し、何らかの妨害破壊行為を行い、退域後に事象が発覚した場合、行為者の特

定に時間を要し、又は行為者を特定できない可能性があったと考えられる。

ウ 核物質防護設備の定期点検を適切に実施していなかった

定期点検を適切に実施しなかったことにより、予期せぬ監視装置等の故障があり、適切な代替措置が講じられなかった場合には、核物質防護機能が失われ、防護措置に影響を及ぼしたと考えられる。

エ 核物質防護措置の定期的な評価及び改善を実施していなかった

定期的な評価及び改善を実施しなかったことで、防護措置の現状や問題点を把握できず、防護措置に影響を及ぼしたと考えられる。

6. 総合評価

- (1) 本件は、立入制限区域の柵等の障壁の設置、出入管理の手続き、核物質防護設備の定期点検及び核物質防護措置の定期的な評価・改善といった4件の核物質防護措置の不履行が認められたものであり、特に、立入制限区域の柵等の障壁の設置の不履行では、防護措置の機能に実質的に影響を及ぼし、また、核物質防護設備の定期点検及び核物質防護措置の定期的な評価・改善の不履行では、核物質防護上、極めて重大な事態に陥る可能性があった。
- (2) さらに、これらの根本的な原因が核物質防護管理者を含む核物質防護担当職員の法令遵守・核セキュリティに対する意識の欠如及び組織的なチェック機構の欠如であることを踏まえると、ハード面、ソフト面を含む核物質防護システム全体として、脆弱な状態にあったと認められ、重要な防護措置の機能に影響を及ぼしたと言わざるを得ない。
- (3) また、核物質防護管理者を含む核物質防護担当職員の法令遵守・核セキュリティに対する意識及び組織的なチェック機構に問題があったものと認められ、本件は組織体制に起因するものであると言わざるを得ない。

以上のことから、本件は、「防護規定の不履行により、重要な防護措置の機能に影響を及ぼした事案」であり、かつ、発生原因が「組織体制に起因するもの」であると判断したことから、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対して文書により厳重に注意するとともに、再発防止を求めることとする。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(昭和三十二年六月十日法律第百六十六号)

最終改正：平成二十四年六月二十七日法律第四十七号

第十二条の二

- 2 原子力規制委員会は、核物質防護規定が特定核燃料物質の防護上十分でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。
- 3 原子力規制委員会は、特定核燃料物質の防護のため必要があると認めるときは、製錬事業者に対し、核物質防護規定の変更を命ずることができる。
- 4 製錬事業者及びその従業者は、核物質防護規定を守らなければならない。
- 5 製錬事業者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

第四十三条の三の二十二

- 2 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において特定核燃料物質を取り扱う場合で政令で定める場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、防護措置を講じなければならない。

第四十三条の三の二十三

- 2 原子力規制委員会は、防護措置が前条第二項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、是正措置等を命ずることができる。

第四十三条の三の二十七 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の二十二第二項に規定する場合には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第十二条の二第二項から第五項までの規定は前項の核物質防護規定について、同条第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第五項の検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の二十七第一項」と、同条第三項から第五項までの規定中「製錬事業者」とあるのは「発電用原子炉設置者」と読み替えるものとする。

(案)

文 書 番 号
年 月 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 宛て

原子力規制委員会

核物質防護規定の遵守について（嚴重注意）

本年7月9日から7月12日までの間に実施した貴機構 敦賀本部 高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）の核物質防護検査及びその後の調査により、もんじゅにおいて、下記4件の核物質防護規定遵守義務違反が認められました。

さらに、当委員会がこれまで指導していた事項について、特段の理由なく、かつ、当委員会に申告することなく、これに従っていなかった事例も多数、認められました。

根本的な原因として、核物質防護管理者を含む核物質防護担当職員の法令遵守及びセキュリティに対する意識の欠如並びに組織的なチェック機構の欠如が挙げられます。

核物質防護規定を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講ずる上で、最も基本となる事項です。4件の事項を遵守しなかったことは重大な問題であり、また、当委員会からの指導に理由なく従っていなかったことも極めて遺憾であるため、貴機構に対し嚴重に注意します。

今後、かかる事態が再度生じることのないよう、再発防止対策を確実に実施するとともに、同様の事案が再発することのないよう強く求めます。

なお、当委員会においては、今後、核物質防護検査等を通じ、貴機構の実施状況を確認していくこととします。

記

- 1 立入制限区域の柵等の障壁の高さが一部不十分であった。
- 2 入域時の身分確認の際に身分証明書の写しを一部取得していなかった。
- 3 核物質防護設備の定期点検を適切に実施していなかった。
- 4 核物質防護措置の定期的な評価及び改善を実施していなかった。